

定款第4条 目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に関する専門的な知識の普及と技術の向上により、ビルメンテナンス業界の資的向上を図り、多数の者が使用し、または利用する建築物における衛生的な環境の確保を期するとともに、地域環境美化等に取り組むことにより、公衆衛生の向上と増進に寄与することを目的に、公益事業を主体として、次のとおり事業計画を策定し積極的に取り組むこととする。

社会奉仕委員会

委員長 大田 道治

社会奉仕委員会 年間事業フレーム

事業名	2024年						2025年						
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
障害者就労支援事業	○ 予定											○ 予定	○ 予定
アビリンピック		○ 予定											
都市環境の日					○ 10/4予定								
障害者重点分野就労支援事業				○ 予定									
クリーンスタッフ講習会									○ 予定				

* 委員会は基本月1回実施でその事業の上程進行具合で次第作成し実施。

* 8月に荻本晋吾氏と石原 剛氏が、県下の特別支援学校に出向いて、ビルクリーニング技能検定員として活躍しています。

* 会長からの指示事項として、障害者雇用について、勉強し、会員に対し障害者の雇用ができる方法を検討する。→ 令和6年度中に県の事業認可の取得と社会福祉事業団と折衝し講師の派遣とテキストの提供依頼を行う。

* 会長からの指示事項として、近畿地区本部が主催する「障害者ビルクリーニング近畿大会」に出場できる障害者を検討する。→ 年間を通じて検討する。